

広島高速道路公社契約約款の改正について

1 改正内容

当公社が定める建設工事請負契約約款について、以下のとおり改正する。

(1) 建設工事における前払金の使途拡大について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、その適用期限を「令和4年3月31日まで」から「**令和5年3月31日まで**」に延長する。

なお、平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用する。(様式1を公社に提出)

2 施行日

令和4年7月25日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

以 上